中国の電力産業管理における変化:北東アジアのエネルギー協力への提言

国際大学大学院国際関係学研究科講師 查道炯

北東アジアのエネルギー協力における中国の重要性につ いての議論を活気づける主な理論的根拠の一つは、エネル ギーの輸入、特に中国での消費や、韓国・日本へ輸出する ロシアの天然ガスの地球環境に対する貢献である。その論 理は単純である。中国のエネルギー消費におけるガスの シェアの増加は、主要なエネルギー源であり、かつ大気汚 染の主な原因でもある石炭への依存を減少させることがで きるからである。一方、ガスなどのクリーンエネルギーが 中国のエネルギー消費市場でより大きなシェアを獲得する ことは、既存の電力供給システムとの利害の衝突を引き起 こす。現在、石炭が発電に利用されていることから、この ような状況で中国の電力産業の管理体制を考察することは 有意義である。家庭での使用のために、石炭からガスに転 換することは確かに望ましいことである。他方、中国にお いて電力産業がどのように管理されているかは、国際協力 を通じて、新規のエネルギー源を導入する見通しに決定的

な影響をもつ。

この論文には二つの目的がある。まず、中国の電力産業管理構造における政策改革についての最新情報を提供する。他の国々と同様、中国のエネルギー産業における電力部門の発展も必ずしも科学の論理に従うわけではない。これは調査研究において「持続可能な開発」が明白あるいは暗黙の理論的根拠である場合に、特に当てはまる。その代わり、国家レベルの計画から事業の承認まで、その発展は産業の管理構造及び慣行に非常に強く影響される。ある意味では、中国がどのようにエネルギー産業を管理しているかを理解することは、中国のエネルギー市場の供給及び需要の傾向を理解することと同じように重要である。

次に、前段で得られた洞察に基づき、北東アジアにおけるエネルギー協力のビジョンを実現するため、中国の変わりつつある電力管理の意味を考察する。その中で、共同事業の利害関係のネットワークを組織しながら、中国東北各

Yang Ming and Yu Xin (1996) は、1979年~1995年の中国における電力管理変化の概略をよく説明している優れた報告である。

省の電力管理機関と協力を進めることで、北東アジアにおいて進む、国境を越えたエネルギー協力を考えることに利点があるという点を述べていく。

中国の電力産業の管理構造

1949年から1980年代半ばまで、中国の電力産業は中国経済の中で最も改革されていない部門のひとつであった。国家が発電・送電施設の唯一の所有者であり運営者であった。国家独占の影響で、電力産業における海外企業の参加がほとんどなかった。中国政府にとって、自立と国家による商業部門および個人消費の両方への電力供給という二つの原則に従うことは、国家安全保障の問題であり、ある意味では中央政府の地方に対する効果的な政治支配を確実にする手法として見ることができる。(Lieberthal,1995)

電力産業に対する改革は、国務院が中央政府ではない事業体に発電所建設のための資金調達の許可を出した1985年に始まった。そのような事業体には、地方政府、国有企業、そして様々な所有形態の集団所有制企業が含まれていた。この改革は電力産業の投資源を多様化させると同時に、産業管理を複雑にした。その理由は、中国の様々なレベルの官僚組織が、産業系列に沿った調整をすることが困難だからである。そのうえ、中国の発電所の多くは独自的に営まれていた。送電網の建設が始まったのは1990年代前半になってからである。²

ところで、電力部門の投資源が増加しても、産業の国家独占度は変わらないままであったことを心に留めておかなければならない。また、1985年には、発電施設への投資を回収するために、電力価格を決定し多様化することが国務院によって認められた。しかし、この対策で電力価格が市場状況の影響を受けて変動することが許されたわけではない。「多様化」とは、最終ユーザーそれぞれが、政府によって決定されたそれぞれの価格を払わなければならないということである。今日同様、政府は様々なレベルで電力の価格を決定していた。3

電力産業改革の第二段階は1990年代の前半に始まった。この改革は、国有電力企業を株式会社として再構築したり、「企業グループ」を設立したりすることによって、電力産業を市場競争に押し込もうとした。このような再構築の目的は、企業の管理責任を軽減し、規模の経済を利用す

ることである(Daniel C. K., 1997)。これから述べるように、1995年に公布された中華人民共和国電力法はこの方向への重要な一歩であった。

電力産業の改革の第三段階は1998年に始まり、電力部の解体に表われた。次項で、今日の中国電力産業に対する管理構造を概観することにする。

中央レベルの管理

中央レベルでは、国務院傘下で、中華人民共和国国家発展計画委員会(SDPC)及び中華人民共和国国家経済貿易委員会(SETC)が、国家発展戦略、規制や政策方針を立案作成している。国家経済貿易委員会は、1998年の国務院傘下で行政機構改革以前のエネルギー省の役割を担っている。現在、電力部門については、国家経済貿易委員会の電力司が、1949年の燃料工業省の設立後、他のエネルギー関連機関と7回の合併・分離をした前電力部の権限を引き継いでいる。このような官僚再構築には長い歴史がある(当代、1994)。これらの機構改革は、利用可能なエネルギー資源の活用をより効果的に調整する中央政府の要望に合致しなければならない。例えば、1998年の電力部の解体によって国家電力公司(SP)が発電所建設について自主決定ができるというわけではない。水利部は水力発電事業及び農業用電力の供給についての権限を保持している。

電力部の解体は1997年の国家電力公司の創立に先立って行われた(国務院、1996)。国家電力公司は自立企業として作られた。国務院が国家電力公司を発足した時、旧電力部長及び次官を最高経営責任者として任命している(国務院、1996)。従って、国家電力公司はスーパーコーポレーションとなり、電力部の直接支配を受けていた7つの地方電力会社グループと6つの地域レベルの独立電力網を支配している。加えて、国家電力公司は公安部と共同で、中国人民武装警察部隊の水力発電部門である安能公司の経営の責任を負っている。

さらに、中国電力企業連合会(CEC)というもう一つの中国電力産業管理体系の一部である全国機関がある。1988年に創立された電力企業連合会は、中国電力産業の業界団体だったが、実際はエネルギー部及びその後任となった電力部の直接管理を受けて運営されていた。電力企業連合会の主な役割は「全ての電力企業に様々な形のサービスを提

²中国電力網建設有限公司は、三峡ダム建設計画に着工の決定と共に1993年に設立された。

³ 電力価格決定についての詳しい情報は、次の中国エネルギー情報ネットのページで見られる。 http://www.energy-china.com/Zhenfu/talk_dl/151.htm.

⁴ 7 つのグループ電力会社は、東北、華北、華中、華東、西北、華能(山東省)、葛洲垻(湖北省)。6 つの地域網は、山東、四川、福建、雲南、広西、貴州。[出典: http://www.peopledaily.com.cn/GB/jinji/222/5151/5284/20010429/455647.html]

供すること」と、「電力産業管理」で解散した部を援助することである(CECウェブサイト)。このような曖昧な目的の背景には、1980年代半ばに始まった改革に伴い、官僚の電力産業支配が複雑になりすぎ、一つの部だけで電力産業関係の全てを調整することができなくなったという現実がある。

中央政府の電力部以外の電力産業への投資家は、発電所及び送電制度に対して、個別の、またしばしば独自的な統制を行い、利益の衝突や資源の非能率的な使用を引き起こした。そこで電力企業連合会は、中央政府が電力産業を全国ベースの規則や基準に沿った管理ができるよう、産業内の投資家や管理者を調整した。電力部の解体と共に、1998年、電力企業連合会は民政部に登録された法人となった。理論上は、この所属の変更によって、電力企業連合会は完全に独立した法人となったが、実際は、国家電力公司の最高経営責任者が、現在、電力企業連合会の会長となっている。加えて、電力企業連合会の名誉会長は、前電力部長の高厳である。これは、電力企業連合会は、まだ電力産業における管理権力とビジネス機能の分離という原則で規定されているような、本当に独立した機関として機能していないことを示している。

一言で言えば、製造業・軽工業の多くと同様に、中央政府は電力産業を市場に組み込むための対策をとっている。 国内及び海外資金調達で、国家電力公司、その外部団体、 そして関連電力会社は、たしかに官僚運営者よりも市場運 営者として機能し始めている。それにもかかわらず、中国 経済全ての部門の移行過程に言えることだが、官僚的・法 的な難問はいまだに残っている。次の項では、省レベルに おける中国の電力産業管理を考察する。

省レベルの管理

国家電力公司の設立に繋がった1996年の国務院の命令は、国家レベルで電力部が解体されたのと同じように、省政府やそれ以下のレベルの地方政府に対し、電力産業管理部門を廃止するよう指示した。省電力局は、管理機能をそれぞれの地域の経済貿易委員会に譲り渡すように命令が下った。省レベル以下の自治体でも同様のプロセスがあった。

省レベルにおける改革は、 政府管理機能を発電所の運営から切り離す、 発電所と送電網運営を切り離す、 競

争的な価格制度の導入、という3段階の戦略として描かれた。

しかし、その省レベルでの改革の第一段階は、2000年9月、江蘇省が電力局を撤廃し、管理機能を経済貿易委員会に委譲する時まで実現しなかった。これと対照的に、同じ時期までに26の地域経済貿易委員会は国家経済貿易委員会を見習い、各地方の電力部の政策決定機能を受け継ぐために電力局を設立した(新華社、2000.9.14)。このような発展は、産業が統一した存在として機能できるまでに、改革過程が様々な障害に阻まれたことを示している。5

この論文の目的は、中国の地方における行政機構改革の過程を追うことではない。それよりも、中央政府からの指令に対して省政府が服従するペースが遅いことや、全国レベルの改革対策を実施するうえでの地方の不均一性は、問題の複雑さを雄弁に語っている。その他の国有産業を改革する時と同様、発電と配電を市場原則に基づいた能率的なシステムに移行させるための努力は、発電所の所有に対する複雑さ、省の全体的な経済政策決定における力学、そして各省間の相違などの要因によって妨げられている。この点で、統一した全国送電網を2020年までに設立するという国家政府のビジョンの実現は可能であるかということは今後の課題である(Xinhua, 2000.11.23).

法的側面

もし中国の電力産業の管理構造が、国の基準及び実践の不足に悩んでいるのなら、現代中国史で最初の中華人民共和国電力法(以下で「電力法」)は、より明確な前途を指し示しているだろうか。

電力法は10章、75条で構成されている。電力建設、配電網管理、供給と価格、農村の発電と消費、そして電力施設の保護について規定している。電力法の広い射程は、この産業が直面する数多い課題を暗示している。この法が、国家政府の電力産業を見直すための総合政策にどのように機能するかという課題は、他で分析されている(Andrew-Speed and Dow, 2000)。

注目すべきことは、2000年8月までに、すでに変わって しまった市場の現実にとって、この法律は不十分であると 判断されたことである。そのため、国家経済貿易委員会は 法改正の準備を公表し、その過程で地方の参画を招いた。 今ある電力網を通じた送電に関する政策決定過程における

⁵ 地方自治体によるあらゆる保護政策を禁止することを規定した、2001年4月21日に出された国務院の『国務院の市場経済活動において地域プロックを行なうことを禁止することに関する規定』は、中国中央政府による統一市場を育成するためのもっとも最近の試みの一つである。

⁶ SETCが法の見直しを先導するのはいい傾向である。なぜなら、SETCは、1995年に電力部が法の最初の草案で示したような既得権を保護する意向とは対照的に、産業の展開を合理的な方向に指導するための対策を提案するための、管理機関ではなく規制機関として良い立場にあるからである。

透明性なども、この見直しが取り組むべき主な課題の一つである。さらに、電力供給で問題を起こした機関の法的な責任追求、電力価格・料金の決定についても改正の主要な内容となり、この法律を世界貿易機構(WTO)の基準に合わせるようになるだろう(法制日報、2000.8.16)。

この法律は現在、改訂中なため、新法の条項がどうなるかを知る事は不可能である。しかし、この法律を通じて電力産業を管理する試みが海外の投資にどのような影響を与えるかを知るために、この法律の主要条項の一つに注意を払うと良いだろう。現行の電力法第3条は次のように規定している。

電力産業は国家経済及び社会発展のニーズに合致 し、適切に発展しなければならない。国家は、国内 外の経済組織や個人が法に従って電源開発に投資 し、電力生産企業を起業することを奨励し誘致する。 電力産業への投資は「投資する者は利益を得る」 という原則を実現する。

この法改正を予測するのに役立ちそうな基準は、2001年3月の中華人民共和国中外合資経営企業法の改訂である。経済計画を上回る市場の強い役割を反映するため、最初の文章が見直される可能性が高い。電力部が存在しない現在、この法改正が競争を奨励すると同時に、ある程度の政府の指導を保ち続けるという中央政府の目的をどのように反映するかはまだわからない。結局、電力やその他のエネルギー産業部門は、国家安全保障やエネルギー供給における自給自足のイデオロギーという問題を内包している。実際、海外からの中国のエネルギー市場全般、特に電力市場へのアプローチの仕方は、中国政府がいろいろなレベルで絶え間なく外国資金を引きつけようと試みた製造業へのアプローチの仕方とは、まったく異なっている。

「投資する者は利益を得る」という現行の条文の原則は、おそらくもっとも論議を呼ぶ問題であろう。この原則は投資の刺激となりうる。それと同時に、電力部門が国の独占領域にとどまるため、市場競争を抑える可能性もある。問題は所有制の課題を解決するための中国の苦労を伴い複雑である。中国の電力部門の海外投資家に関わる規制体制は、1996年後半に具体化した(Lange and Howson, 1996)、しかし、それから中央政府は、電力事業における海外投資家のために利益を保障した政策宣言を撤廃している。また、中国のエネルギー開発への海外直接投資(FDI)の規

制管理体制のその他の側面も政府によって変更された。例えば、建設・運営・譲渡(BOT)計画(はじめに1996年の広西チワン族自治区の来慣B事業において適用された)は、もはや中央政府の優先政策と一致していない(Heywood, 2000.7)。海外直接投資を伴う数多くのその他の部門や事業に対する中国の政策がそうであるように、政策が絶えず変更されることは日常あたり前のことである。また、中国の電力部門の効率化が、必ずしも中国エネルギー部門へ参入する海外投資家の高い利益を生むわけではない(Leggett, 2000)。

まだ決着がつかない中国の世界貿易機構(WTO)への加盟は、中国の法律に存在する法の不規則性を解決する手助けになるだろう。しかし、この過程には時間がかかり、円滑にはいかない可能性もある。例えWTOの規定する国民待遇が忠実に履行されても、中国の電力産業への海外投資家は、まだ同じ不完全な市場で国内運営者と競争しなければならない。中国への海外投資の20年間の経験が示すように、市場の不完全性は、数多い要因のなかでも、経済関係法の施行を妨げる官僚的影響に起因し、また、重要なことには、WTO規約は加盟国の政府が自国の国家経済計画を禁じないことである。

一言で言えば、思い切った改革手段をとっているように見えるが、独占と官僚の強い影響は未だに中国の電力産業管理の大きな特徴である。発電において「地方を(経済的及び法律的な)事業体にする」ことを目指した中央政府の地方分権計画は、結局、地方で防護壁が建てられ、中国電力産業の能率的な運営を邪魔されて終わった、と報道された朱鎔基首相の批判はその一例である。この状況に対し、朱首相は国家経済貿易委員会など中央政府機関に、電力産業改革のための戦略を作成し主導権を取り戻すよう指示した(21世紀経済報道、2000.12.7)。

しかし、1980年代前半から、経済政策決定の地方分権化や、中央政府から省レベルの官僚への権力の委譲なしでは、中国経済は発展しえなかったであろう。国と省の税収の分離を認めた1990年代半ばに行われた財政改革とは、地方がそれぞれの経済政策を決定する権利を保持・拡大する既得権を持つことを意味する。そのような政策は、必ずしも中央政府の指令や選択を強めるわけではない。現代中国史における中央政府と地方政府の間の関係は、未だかつて調和されたことはなく、中央集権化・分権化・再中央集権化が繰り返されている。その結果として、ここ20年の全国的な成長という印象を与える統計にも関わらず、地方の発

⁷ 中国が1993年に石油の純輸入国になって、国内で石炭があり余るようになったので、「以煤代油」(石油の代わりに石炭を使う)政策はエネルギー 開発における「自己依存」固執を示している良い例である。

展は不均等である (Wang Shaoguang and Hu Angang, 1999)。

北東アジアにおけるエネルギー協力に対する影響

北東アジアにおけるエネルギー協力の問題を考えると、中国の重要性を考慮するいくつかの面がある。たしかに、地理経済及び戦略的要因は重要な役割を果たしている(Asakura, 2000)。中国の将来における総エネルギー需要や、エネルギー発展の優先事項や事業の選択に対する予測(Lawrence, 2001)は、中国のエネルギー安全保障の扱い方や、その中に北東アジア地域をどうやって織り込むかについての我々の理解を助ける。国家レベルの状況だけを見た場合、「誰が中国に燃料を供給するのか」(Drennen and Erickson, 1998)という疑問、そして中国のエネルギー産業は海外投資家に対してどのような機会を提供するか(Blackman and Xun Wu, 1999)という考察が重要になる。

これまで述べてきた中国電力産業の管理構造における変化の概観を通して、新しい局面を考察してみたい。伝えたいことは簡単である。中国国内の政治経済における原動力は、国際政治・経済という大きな問題と同じくらい、北東アジアにおけるエネルギー協力の展望に影響を与える可能性が高い。

第10次5 カ年計画期間(2001年~2005年)では、エネルギー開発における中国の優先事項は、西部地方と、その巨大なエネルギー埋蔵量が華東や華南の経済発展に果たす役割に焦点を当てている。国の新規電力事業の37.4%は西部の12省だけで始められると伝えられている。同様に、この事業は、西部の発電所と南部(広東)及び東部(上海・江蘇)の消費者をつなぐ送電網の巨大な集まりによって結ばれている(Xinhua, 2000.11.27)。もう一つの注目されるべき大事業は、新疆その他の西部地方と、中国の中部・沿海地域(上海)の消費者をつなぎ、また内モンゴルから北京をつなぐガスパイプラインである(Anonymous, 2000)。

それに引き換え、中国の東北地方は西部地方のような中央政府によるエネルギー投資の注入をされていない。加えて、東北地方は、近年、自らの産業基盤を発展させることが沿海地域よりずいぶん立ち遅れている。この状況により、管轄区内の地域において商業目的のエネルギー資源開発のため、あるいは自らの消費ニーズを満たすため、もしくはその両方の目的のために資金を調達する能力は限られる。しかし、東北地方の未来の見通しが全く暗いというわけではない。全国の電力網ネットワークが整備されたら、その地方の電力供給者も(全国ネットワークに電力を売る

ことによって)利益を得る機会がある。

上記に要約された結論は、北東アジアにおけるエネルギー協力に対してどのような影響があるのであろうか。以下、全般的な疑問をいくつかの関連した事柄に分類して問題提起をし、中国が地域協力事業計画ともっと結びつくための戦略を提案していきたい。

もし中国政府のエネルギー発展が西部及び沿海地域を優 先しているのなら、中国を含む地域エネルギー協力事業を 開始する努力は早すぎるか?

中国政府の第10次5カ年計画(2001年~2005年)では中 国の東北地方(黒龍江省、吉林省、遼寧省、そして内モン ゴルの東部)が優先されていないことは事実である。また、 沿海地域に比べると、この地方の経済基盤はもっと弱いこ とも事実である。そもそも、この地方では国からの資金不 足に苦しんでいるからこそ、国際協力事業にはより大きな 役割がある。調査も多国間エネルギー事業計画も、中国の 政治経済的な現実を把握する必要があるという認識が非常 に重要である。その現実とは、様々な形の北東アジアエネ ルギー協力における中国の特質は、北京の中央政府ではな <u>く、東北の各省を相手にする意義がある</u>ということであ る。中央政府は、電力やその他の形態のエネルギー開発の 責任を地方に分権している事実を考えると、この点は特に 重要性をもつ。タイミングの面では、ロシア、中国、日本 の全般的な政治経済的環境は、ほとんどの指標で、以前よ り地域協力事業を開始する助けになっている。従って、今 度は、近い未来に地域エネルギー協力事業を開始すること は、北東アジアにおける積極的な地政学的展開を強めるこ とができる。

分権化された中国電力産業の管理構造は、国際協力努力 の成果にどのような影響を与えるか?

簡単に言えば、進行中の中国の電力産業の管理体制における変化は、地方権力の強化を意味する。経済政策決定における地方自治権の増加は、中国の歴史的な傾向である。中国の管理体制に対する大きな混乱(例えば、内戦や国境を接する国との軍事衝突)がなければ、その傾向が逆転することは起こりそうもない。これは、地域協力エネルギー事業の概念化は、地方の経済(特にエネルギー)企画者の参加で始めるべきであるということを暗示している。特に、そのような事業開始に関連した商業的リスクのため、国際的に(財政的及び外交的に)それほど大きく係わり合えない場合に、地方のシニシアティブを取らないと、事業の成功に結びつかない。一方で、しかし中国の東北各省を

国際研究・事業計画努力の中心に置くということは、中央政府を無視すると言っているわけではない。むしろ、中央政府による支援も重要である。確かに、国際事業に乗り出すときに可能な財源として、また政策を保証する機関として、中央政府は重要である。

中国東北各省では産業基盤が全般的に衰退し、そのため 短期的には自らのエネルギー需要もそれほど上がらないの であれば、この地方の電力その他のエネルギー運営者に対 する国際協力エネルギー事業に参加する誘因は何か?

いくつかの調査が繰り返し示したように、エネルギー産 業自体は成長産業に変えることができる。地方にとって、 多国間のエネルギー発展事業に参加する直接の利得は、海 外投資事業が導入する資本である。加えて、エネルギー供 給の増加は、産業、農業、商業、そして家庭用の電力など のエネルギー費用の軽減にもつなげることができる。地方 のエネルギー部門におけるこのような発展もまた、その地 方の全体的な経済成長に貢献することができる。地方政府 の電力産業の独占は、障害になる可能性がある。地方の経 済企画機関が従来のエネルギー燃料供給者に依存する傾向 も、もう一つの越えなければならない障害である。つま り、地方協力エネルギー事業を可能にするためには、地方 エネルギー協力事業の経済、環境、社会的な利益について、 (省レベルかそれ以下の)地方官僚の研修を行うことが極 <u>めて重要である</u>。このような研修には、開発経済学の基礎 だけでなく、地方エネルギー発展事業への国際援助を求め る過程についての具体的な情報が含まれるべきである。そ れを次に述べる。

結論:戦略の考察

これまでの論議から、北東アジアで地方エネルギー協力 事業に乗り出す際の要点をいくつか提案したい。

> 中国東北地方の省経済企画者だけでなく、電力や 他のエネルギー運営者と共同で始める。

> 省政府と電力事業者の政策方針を確実にした後、 中央政府からの同意及び支援を得られるよう地方 を援助する。中国経済発展事業計画を5ヵ年サイ クルで実践し、毎年調整する余地を与え、地方エ ネルギー協力事業計画は、地方・国家両レベルで の中国の経済計画機関のフォローアップを行わな ければならない。

> 地方エネルギー協力事業に、できるだけ多くの多

国間組織の株主を巻き込む。中国はこのような国際多国間経済機関とともに20年間仕事をし、中国の経済機関と国際機関の協力体制を作り上げた(ADB, 2000:25-27)。つまり、地方エネルギー協力事業に対する中国の中央政府の同意を得るための官僚の人脈は、難なく得られる。このような多国間機関の株主には、次の機関が含まれる。

国連開発計画(UNDP)®: 国際支援・投資組織の総合融資政策を決める際に役立つ投資予備調査の健全な実績を持つ国連開発計画は重要である。技術援助も専門である。初めから地方エネルギー協力事業に参加できるように、ロシア(具体的に言えば、極東の自治体及び運営者)、朝鮮民主主義人民共和国(以下北朝鮮) そしておそらくモンゴルの株主・投資家を集めることが、UNDPのとれるもっと有意義な役割であろう。

アジア開発銀行(ADB)と世界銀行:UNDPの評価(資金面では大体小さい)は、アジア開発銀行(ADB)や世界銀行などの国際開発機関からの事業委託を得るための高い信頼性をもたらす。特に、世界銀行は、戦略的に世界で最も重要な地域の一つでエネルギー共同事業を立ち上げる援助の役割を果たすよう促されるべきである。世界銀行の関与は、特にロシア関連事業のための事業資金確保に重要である。北朝鮮がADBに加盟しようととしている現在、ADBが株主・投資家として北朝鮮を含む事業資金を支出できるまでそれほど時間がかからないだろう。

国際協力銀行(JBIC)や他の(韓国の支援機関を含む) 二国間支援のルートも利用されるべきである。JBICは、 このような事業を中国への紐付き融資政策の一環として指定し、融資を提供するよう奨励されるべきである。そのような繋がりが日本のエネルギー設備製造者、そしておそらく消費者のためにもなることは明白である。日本は中国への政府開発援助(ODA)の付与を、数年から一年サイクルに変更しているため、北東アジアエネルギー開発事業においてJBICと密接な関わりは、中国に対するODAをより細かく調べるという日本の希望にも前向きな要因となる。

中国の東北地方の地方政府も、株主のひとつになるべきである。この関係がこのような事業の成功に対して不可欠である。地方政府をこのような事業の株主にしないと、地方自治体は国境を越えた共同エネルギー事業の成功を確実にする刺激の一つを失ってしまう。同じような意味で、ど

^{*} UNDPはすでに3つの北東アジアの地方事業を行っている。国家間事業である図們江地域開発計画、北東アジア農業協力支援、そして北東アジアにおけるエネルギー、石炭燃焼及び大気汚染である。この事業の説明は http://www.unchina.org/undp/regional/index.html 参照。

んなに象徴的な財政的支援であろうと、ロシア極東の地方 自治体、北朝鮮・モンゴル政府もその事業に貢献するよう 促されるべきである。

中国国家発展銀行や世界の民間銀行は、地方エネルギー協力開発事業のための共同融資組織のパートナーとして働きかけられるべきである。そうすることにより、地方エネルギー協力事業を市場の現実により近く機能するようにできる。このような事業の市場能率を確保することにも役立つ。

要約すれば、この論文は、中国のエネルギー管理構造の変わりつつある現実を踏まえ、地方の株主・投資家の関心・参加で始まるケースを作り、北東アジアにおけるエネルギー協力についての論議を導く。次は中央政府の同意を得る段階に進む。本来多国間的である地方エネルギー協力事業の立ち上げと運営の成功を確実にするためには、できるだけ多くの国際機関の株主・投資家を事業に結びつけることが大切である。最後に、地方エネルギー協力事業立ち上げの仕組みを考察の重要テーマにし、北東アジア地域を繁栄させるビジョンがより早く実現できるよう望む。

[ERINA翻訳]

参考文献

書籍および論文

ADB (Asian Development Bank), Country Assistance Program (2000-2002): the People's Republic of China. Available on line (http://www.adb.org)

Andrews-Speed, Philip and Stephen Dow, "Reform of China's Electric Power Industry: challenges facing the government", Energy Policy, 28:5 (May 2000), pp. 335-347.

Anonymous, "China Launches Massive Gas Pipeline Cam-paign," Oil & Gas Journal, 98:23 (June 5, 2000), pp. 63-66.

Asakura, Kengo, "Trans-Korean Gas Pipeline Could Help Asia Energy Security, Environmental Problems," Oil & Gas Journal, 98:20 (May 15, 2000), pp. 74-77.

Blackman, Allen and Xun Wu, "Foreign Direct Investments In China's Power Sector: trends, benefits, and barriers," Energy Policy, 27:12 (November 1999), pp. 695-711.

Chou, Daniel C. K. "An Analysis of the Political Economy of China's Enterprise Conglomerates: a study of the reform of the electric power industry in China," Law and Policy in International Business, 28:2 (Winter 1997), pp. 383-433.

Drennen, Thomas E and Jon D Erickson, "Who will fuel China?" Science, 279:5356 (March 6, 1998), p. 1438.

Heywood, Neil, "Highly Political Energy", Petroleum Econo-mist, 67:12 (December 2000), pp. 5-7.

Lange, John E. and Nicholas C. Howson, "Generating a Regulatory Framework," The China Business Review, September-

October 1996, pp. 22-28.

Lawrence, Susan V., "A Blustering Giant Turns Oddly Coy," Far Eastern Economic Review, 164:8 (March 1, 2001), pp. 46-50

Leggett, Karby, "Foreign Power Companies Fear Chinese Reforms Designed to Slice Consumer Electricity Prices", The Wall Street Journal, 28 January 2000, p. A14.

Lieberthal, Kenneth, Governing China: from revolution through reform (New York: W.W. Norton, 1995) .

Wang, Shaoguang and Hu Angang, The Political Economy of Uneven Development: the case of China (New York: M.E. Sharpe, 1999).

Yang, Ming and Xin Yu, "China's Power Management," Energy Policy, 24:5 (1996), pp. 735-757.

『当代中国的電力工業』(当代中国出版社、1994)

政府文書等

国務院『国務院の電力公司を設立することに関する通知』(1996年12月7日)

国務院中央機構編成委員会弁公室電力工業部『国家電力公司設立方案』(1996年11月13日)双方とも人民日報ホームページで入手可(http://www.peopledaily.com.cn)

ニュース等

Xinhua Newswire (English), 21 November 2000, "China Steps up Power Industry Reform". On-line.

Xinhua Newswire (English), 27 November 2000, "China to Rev Up Construction of Power Transmission Project". On-line.

Xinhua Newswire (English), 23 November 2000, "China to Create Nationwide Power Grid Network by 2020".

「中国は電力体制改革を加速させるであろう」『新華社』2000年9月 14日(中国語)

http://www.peopledaily.com.cn/GB/channel3/22/20000914/233665.html

「電力法は改正されなければならない」『法制日報』2000年8月16日 http://www.legaldaily.com.cn/gb/content/2000-08/16/content_3360. htm (中国語)

「中国の電力改革は岐路にさしかかっている」『21世紀経済報道』 2000年12月7日(中国語)

http://www.peopledaily.com.cn/GB/channel3/22/20001211/345007.html

その他の資料

中国電力企業連合会

http://www.cec.org.cn/

(中国)国家電力情報網

http://www.sp.com.cn/

中国エネルギー情報網(国家計画委員会基礎産業発展司、国家経済 貿易委員会電力司、国家開発銀行の共同管理)

http://www.energy-china.com/

中国小規模水力発電ネットワーク (水利部の管理)

http://www.shp.com.cn/